１項、第43条の20第５項、第43条の26の３第１項、第45条第１項、第46条第１項、第46条の２第１項、第46条の２の３第１項、第50条第５項、第51条の７第１項、第51条の８第１項、第51条の９第１項、第51条の10第１項及び第51条の18第５項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

４　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第62条第１項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

５　（略）

６　原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第１項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

７　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

８～11　（略）

12　第１項から第６項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13～20　（略）

第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第68条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一　第68条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第２項から第５項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の４　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二　第68条第６項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　第78条第１号、第２号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第３号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第４号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第６号、第７号、第８号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第８号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の３から第13号の７まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の２から第27号の４まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　１億円以下の罰金刑

三　第77条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

（使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令の一部改正）

第十九条　使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令（平成十二年通商産業省令第百十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「省令」を「規則」に改める。

第一条中「省令」を「規則」に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）及び」を「法」に改め、「（平成十二年通商産業省令第百十二号）」の下に「及び使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十四号。以下「事業許可基準規則」という。）」を加え、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（適用範囲）

第一条　この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設（金属キャスクによって使用済燃料を貯蔵するものに限る。）について適用する。

第二条第一項中「第十六条」を「第十六条の二」に改める。

第四条の見出し中「火災」を「火災等」に改め、同条第一項中「火災の影響」を「火災又は爆発の影響」に、「安全に著しい支障が生じる」を「基本的安全機能が損なわれる」に、「火災の発生」を「火災及び爆発の発生」に改め、同条第二項中「安全」を「基本的安全機能」に改め、「著しい」を削り、同条第三項中「非常用電源設備その他の安全上重要な施設」を「安全機能を有する施設」に改め、「火災」の下に「又は爆発」を加え、「防火措置」を「防護措置」に改める。

第五条を次のように改める。

（使用済燃料貯蔵施設の地盤）

第五条　使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第八条第一項の地震力が作用した場合においても当該使用済燃料貯蔵施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。

第五条の次に次の四条を加える。

（地震による損傷の防止）

第五条の二　使用済燃料貯蔵施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第九条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。

２　使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第九条第三項の地震力に対してその基本的安全機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。

３　使用済燃料貯蔵施設が事業許可基準規則第九条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその基本的安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

（津波による損傷の防止）

第五条の三　使用済燃料貯蔵施設が事業許可基準規則第十条の津波によりその基本的安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

第五条の四　使用済燃料貯蔵施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその基本的安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

２　周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。